

(3) 第二次意見

推進会議は、第一次意見の取りまとめ以降、15回にわたって議論し、平成22年12月には障害者基本法の改正内容に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめた。

この意見では、まず、障害者基本法改正の趣旨・目的として、「個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」「障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認」「施策の実施状況を監視する機関の創設」の3点をあげ、次に「総則関係」、「基本的施策関係」、「推進体制」等について述べている。

「総則関係」では、

- ① 目的：障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現 等
- ② 定義：「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し 等
- ③ 基本理念
 - ・基本的人権の享有主体として、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利
 - ・障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認
 - ・必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認
 - ・手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(障害者権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」の確認) 等
- ④ 差別の禁止
 - ・障害者権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
 - ・差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供 等

など12項目について盛り込んでいる。

「基本的施策関係」については、

- ①地域生活、②労働及び雇用、③教育、④健康、医療、⑤障害原因の予防、⑥精神障害者

に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保、⑦相談等、⑧住宅、⑨ユニバーサルデザインと技術開発、⑩公共施設のバリアフリー化と交通・移動の確保、⑪情報アクセスと言語・コミュニケーション保障、⑫文化・スポーツ、⑬所得保障、⑭政治参加、⑮司法手続、⑯国際協力について盛り込んだ。

「推進体制」では、国においては、中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組して施策の実施状況の監視を担う新たな審議会組織を設置するとともに、地方においても監視機能を持つ審議会組織の設置を提案している。

また、「障害」の表記として、法令等では、当面「障害」を使用することなどを提案している。

(4) 本部による基本法改正案決定と国会可決、施行

平成23年3月11日の午前、本部が開催され、上記の推進会議二次意見を踏まえた障害者基本法の一部を改正する法律案が決定され、同法案は、同年4月22日閣議決定、国会に提出された。

この改正法案は、国会審議の過程で、防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正され、衆議院は同年6月16日、参議院は7月29日、ともに全会一致で可決・成立し、附帯決議も付され同年8月5日に施行された。ただし、「障害者政策委員会」に関する部分は、この公布から1年以内に施行することとなった。(平成24年5月21日に施行。)

2. 改正障害者基本法の概要

「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成23年法律第90号。以下「改正法」という)の概要は次のとおりである。(図表1-3「障害者基本法の一部を改正する法律(概要)」)

■ 図表1-3 障害者基本法の一部を改正する法律（概要）

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】		
平成23年7月29日成立 平成23年8月5日公布		
総則関係 （公布日施行）		
<p>1) 目的規定の見直し（第1条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 <p>2) 障害者の定義の見直し（第2条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障害となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 <p>3) 地域社会における共生等（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。 <ul style="list-style-type: none"> 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。 <p>4) 差別の禁止（第4条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 <p>5) 国際的協調（第5条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 <p>6) 国民の理解（第7条関係）/ 国民の責務（第8条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 <p>7) 施策の基本方針（第10条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 	等 等 等 等 等 等 等	
基本的施策関係 （公布日施行）		
<p>1) 医療、介護等（第14条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 <p>2) 教育（第16条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえ十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進 <p>3) 療育【新設】（第17条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員を育成その他の環境の整備の促進 <p>4) 職業相談等（第18条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 <p>5) 雇用の促進等（第19条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 <p>6) 住宅の確保（第20条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会において安定した生活を営むことができるようするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 <p>7) 公共施設のバリアフリー化（第21条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 	<p>8) 情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策 <p>9) 相談等（第23条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 <p>10) 文化的諸条件の整備等（第25条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 <p>11) 防災及び防犯【新設】（第26条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 <p>12) 消費者としての障害者の保護【新設】（第27条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 <p>13) 選挙等における配慮【新設】（第28条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 <p>14) 司法手続における配慮等【新設】（第29条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 <p>15) 国際協力【新設】（第30条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 	等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等
障害者政策委員会等 （公布から1年以内に政令で定める日から施行）		
<p>国) 障害者政策委員会（第32～35条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命） 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・報告 <p>地方) 審議会その他の合議制の機関（第36条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等 	等 等	
附則		
<p>検討（附則第2条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 		等